

令和4年度

第5回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和5年3月20日（月）

場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

## 令和4年度 第5回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開催日時 令和5年3月20日（月曜日） 午前10時00分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

理事定数 10名

出席理事 8名

小山 登代子 鳥崎 一郎 多門 文雄 甲斐 國英 加來 克幸  
原 清美 園田 孝晴 萱野 晃

欠席理事 2名

中垣内 隆久 江藤 正行

欠員 0名

出席監事 1名

隈部 成宏

欠席監事 1名

荒木 紀代子

議事録署名人 小山 登代子 隈部 成宏

議事録作成者 萱野 晃

## 議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 4 年度会計収入支出補正予算について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度事業計画について
- 議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度会計収入支出予算について
- 議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について
- 議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 6 号 社会福祉法人熊本市社旗福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 7 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 8 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について
- 議案第 9 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正について
- 議案第 10 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程の一部改正について
- 議案第 11 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正について
- 議案第 12 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について
- 議案第 13 号 役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について
- 議案第 14 号 令和 4 年度第 4 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

※各議題における特別の利害関係 無し

## 報 告

- 報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について
- 報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

《議事の経過とその要旨》

松下総務課長より開会宣言。 小山 登代子 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第30条第1項の規定により議長を選出。 萱野 晃 常務理事より 小山 登代子 会長を議長にとの意見があり、他に意見がなかったため、小山登代子 会長が議長に就任した。

議長は、早速、事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数10名中、出席者8名、欠席者2名であり、定款第31条第1項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第32条第2項の規定により、隈部 成宏 監事を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議長

それでは、これより議事に入ります。議案第1号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度会計収入支出補正予算について事務局より説明をお願いします。

総務課長

議案第1号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和4年度会計収入支出補正予算について説明いたします。

資料1 令和4年度会計収入支出補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正は4つの事業について補正させていただきます。1ページは今回4つの事業を合わせた全体の補正額となりますのでご覧ください。

それでは今回の補正につきまして詳細の内容について説明をさせていただきます。

資料の7ページをご覧ください。資料7ページにつきましては寄付金事業の補正になります。寄付金事業の補正ですが、まず寄付金収入が3,000万円の補正増となっております。これは、昨年度に引き続き今年度も遺贈による寄付金が3,000万円程ございました。その関係で今回3,000万円増の補正とさせていただきます。下段の方をご覧ください。積立資産が5,000万円の補正増となっております。これは先ほどの遺贈による寄付金3,000万円とその下にあります拠点区分間繰入金支出2,000万円を補正減したものを積立金として計上するものでございます。この2,000万円の拠点区分間繰入金を補正減としておりますが、これは当初予算ではデイサービス事業に寄付金事業より2,000万円を繰り出しする予定としてございました。後ほどご説明させていただきますがデイサービス事業につきましては、理事の皆様ご承知の通り一旦白紙となっておりますので、今回デイサービス事業については、すべての項目において補正減とさせていただく予定としております。積立金につきましては合わせて5,000万ですが、それぞれ積立金の目的を二つの目的として積立させていただきます。まず5,000万円のうちの3,000万円につきましては従来の寄付金事業の積立資産取得支出として計上させていただきます。残りの2,000万円につきましては、法人整備等の積立資産として新たに2,000万円を積立金として計上するものでございます。これにつきましては、法人のシステム関係やPC関連を数年に1回入れ替え作業をしなければいけない時期がやってきます。今まではその都度やり繰りしてはりましたが、今回の寄付金を積立金として計上させていただいて、入れ替え時期が来た時には活用させていただきたいと思

っているところでございます。今回そういう形で2種類の積立金として計上させていただきます。

続きまして資料8ページをご覧ください。8ページは山根高齢者等福祉基金事業になります。資料下段の拠点区分間繰入金支出100万円を補正減としております。これは当初予算ではデイサービス事業へ100万円の繰り入れを予定しておりましたが、先ほどもご説明いたしました通り、デイサービス事業につきましては一旦白紙になっておりますので、その分を補正減したものでございます。

次に9ページをご覧ください。9ページは生活福祉資金特例貸付事務受託事業になります。これは昨年9月末で終了いたしました生活福祉資金の特例貸付について、今後償還業務が開始されます。正式には令和5年度より県社協より償還業務の一部を受託する予定となっております。今回は令和4年度分の事務受託金の交付があるため、補正をさせていただくものでございます。今回予定しております受託金収入として8,851,000円を受け入れをさせていただいて、今年度につきましては使う予定がございませんので、予備費に同額を計上させていただいております。これにつきましては次年度に繰越を予定しております。

最後に10ページをご覧ください。10ページはデイサービスセンター事業でございます。デイサービス事業につきましては理事会等でもご説明させていただいておりますが、事業開始は一旦白紙となりましたので、今回当初予算で計上しておりました予算額をすべて補正減させていただくものでございます。以上で簡単ではございますが、議案第1号についての説明を終わります。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑はございませんでしょうか。

多門理事

デイサービスセンター事業についてお尋ねをいたします。昨年の第1回の理事会だったと思いますが、愉和荘の赤字補填のために、寄付金から2,000万円を使って廃屋になっていた植木町の温泉センターを改築してデイサービスを始めるという趣旨でありました。私は反対を致しましたが、賛成数が多く過半数ということで可決されましたが、次の6月の理事会では白紙撤回ということになりました。この事業について詳しい説明も理事に対してなかったと私は記憶しております。ただ、社協側から、事務局、常務理事、事務局長の3人、理事側が江藤理事ともう一人の5人で委員会を開いて話し合いが行われたようですが、その時にはどうやって利益を出すかということと廃止するという話、もう一つはどこかに移譲するという話もあったと思います。しかし移譲するという話は全くなくなってしまって、廃止はできないという総務部長の話でした。廃止はできないということは理事会で審議して、もしかして廃止するならば数年かかって廃止にする、つまり愉和荘には入所者がいますから愉和荘の入所者を明生園や明飽園など同じ施設に空きがある分だけ移っていただいて、2年位すれば何とか全員退所していただいて利用者がゼロになった段階で廃止するという話は出てくるはずですよ。なので、何年後に廃止しようという目的のもとにするのですが、廃止はできないと総務部長は言われますが、どういう権限があってその発言ができるのか私は不思議でたまりませんでした。第4

回の理事会での報告では、愉和荘は8年間赤字続きということでした。最初に合併した時は、本日はご欠席ですが江藤理事は合併委員会にいらっしゃった現役なのでいきさつはご存知だと思いますが、もともと植木町が所有していた愉和荘老人ホームを1年前に植木町社会福祉協議会に渡して、合併したからと植木町社会福祉協議会すなわち熊本市社会福祉協議会にした。その時に給料に地域差がありました。中央区にあります社会福祉協議会の賃金表と植木町では格差がありました。最初の2年は給料が安いので恐らく黒字だったのだらうと思います。それを是正して中央区の賃金にあわせるということを段階を踏んでされました。そういうなかで、人件費が増えるのでそれに伴い赤字経営になっていくと。その赤字補填は以前の吉村常務理事の時に2億円相当の調整金があったと思いますが、それを毎年5,000万円ずつ使ってほぼゼロに近い調整金になってしまった。そこに市長の命を受けて来られたのが前の石原事務局長で、役職者の賃金カットまでして何とかうまくいくように努力されていましたが、愉和荘についてはほぼ全員に近い人が正規職員で給料が負担でした。入所者がいたとしてもその時点では赤字になる運営状態だったと。そういうことについては施設長にご意見を伺いたいと思います。そういうことで、昨年デイサービスを始めてその利益で愉和荘の赤字を埋めていくという案が発表になり、私を除く皆さんが賛成されました。賛成した理事にはそれぞれ責任があると思います。6月に実行に入った途端に、温泉を引っ張ってくる管が漏れていてどこが漏れているか分からないので修理が大変だと、これは先々大変なのでできなくなりましたと白紙撤回の発表がありました。一般寄付金とは、社協に寄付する人は何か有効に使ってほしいと思って寄付していると思いますが、いきなりデイサービスに2,000万円使いますなんて、そういう執行部が以前より曖昧だったところの原因だと思います。何のための理事会だろうかと思います。理事会で承認されたことは常務理事が執行していくという権限があります。デイサービスに2,000万円資本投資をするということですが、資本投資をしたらその資本は少しずつでも返していけないといけないですね。寄付金を使えば返す必要はないですが、そういうことで皆さんが納得して賛成するというのはどう考えても不思議でたまりません。この補正案については、もう少し内容について白紙撤回のいきさつと決め方についてご存知の方はお話をさせていただきたいと思います。返せばいいという話ではないと思います。

議 長

白紙撤回の説明をもう一度ということですが、これは理事会で話し合いがあり決定されたということではありますが、もう一度多門理事の質問に事務局から説明をお願いします。

総務部長

デイサービスの検討会議につきましては、多門理事のほうから事務局主導という話がありましたが、事務局は2名で外部委員は3名ですので、事務局主導ではございません。ご理解いただきたいと思います。それから白紙撤回についてですが、白紙撤回も含めて検討するということが理事会や評議員会でお話しております。それから、返さなくてもいいとは一言も言っておりません。あくまでも2,000万円は貸付金ですから収益から返さなくてはいけないということは議事録にも残っております。

すので発言の内容は正しいかと思えます。風の湯につきましては、老朽化もしておりますのでそこにお金をつぎ込むよりも愉和荘本体の経営状況を改善していくことが最善ということで方針をきったわけですが、あくまでもそういった状況については理事会等でお話をしながら承認もいただいで判断だったと解釈していただければと思います。

多門理事

総務部長から説明のあった通り、理事会で承認しているのですから独断専行でないことは分かっております。しかし案を決められたときに 2,000 万円は返すつもりがあった、使い切りでなかったよというような署名は残っているのでしょうか。私はそういったいきさつを書いたものはないと思います。愉和荘は通年赤字で今年度は黒字のようですが、なぜ黒字になったかもお尋ねしたいと思います。デイサービスを普通にやっても年間売上の 5%利益をだすというのは至難の業だそうです。そういうデイサービスで借入金を返して行って、しかも愉和荘の赤字を返していくという発想ができるのが不思議でした。以上です。

総務部長

返すということについては議事録に一言一句残っております。それと愉和荘の経営改善につきましては、正規職員ばかりだのご指摘があっており、非正規職員を雇用すると申し上げた際には、デイサービスでどうして非正規職員を雇用するのかと反対の発言をおっしゃったので私共も少し困惑したところではございました。それについてもすべて議事録に残っております。

議 長

他にご質疑はございませんか。ご質疑がなければ採決いたします。  
議案第 1 号をご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。全会一致でございますので、議案第 1 号については原案通り同意されました。

議 長

それでは次に議案第 2 号に入りますが、議案第 2 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度事業計画についてと議案第 3 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度会計収入支出予算については関連がございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

私からは議案第 2 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度事業計画についてご説明させていただきます。資料 2 令和 5 年度事業計画書 (案) の 1 ページを

ご覧ください。基本方針として5つの部門を記載しております。

まず(1)地域福祉推進部門では、令和5年度におきましても第4次地域福祉計画、地域福祉活動計画の基本理念であります、「誰もがお互いさまで支えあう協働のまちづくり」という考え方のもと、ICTを活用した会議・研修やコロナ禍を見据えたふれあいいきいきサロン活動などの各種地域福祉活動の在り方についても関係機関等と一緒に検討を進めてまいります。

次に(2)生活支援部門におきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響によります休業や失業による経済的困窮者の相談が多くございます。生活福祉資金貸付や生活困窮者自立相談支援事業等による支援策を活用し、継続して相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

次に(3)介護保険事業部門におきましては、効率的な組織体制を構築し安定した収入確保に努めて参りたいと考えております。

次に(4)養護老人ホーム部門におきましては、入所者の確保と給食業務の直営化等による経費削減により収支の改善に努めてまいります。

次に(5)法人運営部門におきましては、正会員や賛助会員増に向けた更なる検討を行い、基盤強化のための安定財源の確保に努めてまいりたいと考えます。

次に資料2ページ目をご覧ください。資料2ページ目には令和5年度重点目標を記載しております。只今ご説明しました基本方針に加えまして、地域福祉推進部門では市校区社協連絡協議会や民児協との更なる連携強化や災害ボランティアの育成などにも努めてまいります。

生活支援部門では、権利擁護事業に係る成年後見支援センター運營業務を受託し成年後見制度の利用促進を図ってまいります。

法人運営部門では、人材育成計画に基づきまして、職員の専門性の向上を目的とした研修による人材育成を図ってまいります。私からの説明は以上でございます。資料3ページからの各部門別の事業推進項目については各部長よりご説明申し上げます。

地域福祉部長

3ページをご覧ください。第4部門別事業推進項目1地域福祉推進部門につきましてご説明いたします。

まず(1)校区社協との連携強化及び校区社協行動計画策定の支援であります。住民主体の支えあい活動に取り組む校区社協との連携強化に向けて、熊本市校区社協連絡協議会と協働のもと、ブロック会議や研修等を通して校区社協と市社協の顔が見える関係性を構築し、福祉課題の把握に努めます。また、校区社協が課題解決に向け主体的に行動する「校区社協行動計画」の全校区(地区)社協での策定を目指して支援を行い、住民が「我が事」として捉え、地域生活課題把握と解決にむけて取り組む体制づくりを推進します。

次に(2)民生委員・児童委員への活動支援です。民生委員・児童委員の活動実態調査集計結果を基に作成した課題解決に向けた取り組みシートにより、熊本市、熊本市民生委員児童委員協議会との三者間で課題を共有、定期的に会議を開催しながら課題解決に向けて取り組みます。特に、一斉改選後初年度であることから、区民



生委員児童委員協議会とともに新任委員の支援に努め、本会で行う事業への協力体制づくりや民生委員・児童委員と社協の連携による地域づくりを推進します。

次に(3)(4)についてです。まず(3)ジュニアヘルパー養成事業につきましては高齢者の見守りや地域活動を通じた交流を目的とします。また(4)ふれあい・いきいきサロン事業につきましてはより身近な地域での交流の場の確保、様々な世代の地域住民の交流を促進することを目的としサロン活動を積極的に支援してまいります。この二つの事業につきましては、コロナ禍における感染対策を講じながら新たな事業の在り方を模索し相互交流ができるよう環境整備に努めてまいります。

次に(5)災害時要援護者支援事業です。熊本市災害時要援護者支援制度に基づき所管課と協議しながら、平常時の見守り体制の充実と災害時における迅速な対応が可能となるよう、地域における災害時要援護者支援体制の構築に努めます。所管課をはじめとする関係部局、また、関係機関や地域住民との協働により、個別避難支援計画の作成支援に協力してまいります。

つぎに(6)熊本市社会福祉協議会自主避難サポート事業から次のページの(10)地域連携ネットワークの構築につきましては記載の通り、校区社協を始め、民児協、自治会、老人クラブ及び関係する各種団体と連携を図り支援してまいります。

つぎに(11)ボランティア活動の推進についてです。まず、ア、ボランティアセンター機能強化です。ボランティア活動の活性化を目的に、ボランティア登録の推進や地域福祉活動へと結びつけるマッチング機能の強化及びボランティア団体への支援を図ります。主な取組み事業につきましては記載のとおりです。イ、ボランティアの人材育成及び継続した活動につなげる仕組みづくり、ウ、地域を基盤とした福祉教育の推進、エ、災害ボランティアセンター設置・運営体制の構築及び県内社協、関係機関との連携強化につきましては記載の通りです。以上簡単ではございますが、地域福祉推進部門につきましてはの説明を終わります。

議長

続きまして生活支援部門の説明をお願いします。

生活支援部長

先ほども会長の挨拶で新型コロナウイルス特例貸付の件がございましたので、そこから少しお話させていただきたいと思っております。ようやく終息の兆しが見え始めた新型コロナウイルス特例貸付の現状についてですが、総合相談センターにおきましては令和2年から約3年間に渡りまして新型コロナウイルス特例貸付に職員が従事し、生活困窮に陥った相談者に対し寄り添った相談支援に従事してまいりました。その新型コロナウイルス特例貸付も昨年9月に終了いたしまして、本年1月より債権管理業務となる償還促進業務が県社協主体で進められている状況です。それでは生活支援部門についての説明を始めます。

資料2の5ページ(1)生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業の拡充(受託事業)から6ページ(11)熊本市成年後見支援センター設置運営事業(受託事業)まででございます。

まず、(1)生活困窮者自立相談支援行・家計改善支援事業の拡充につきましては、去る3月10日に令和5年度の業務委託に関するプロポーザルが実施をされまして、

3月13日付で無事選定を受けることができました。令和4年度は自立相談機関を中央・東・南の3センターに窓口を設置しまして相談対応を行っております。また、センター未設置地区の西・北については現在2週間に1回の巡回相談で対応している状況ですが、令和5年度はセンター未設置地区の西・北では週2回の巡回相談体制とし相談回数を増やし、関係機関等と連携を図りながら支援体制の強化充実に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)地域居住支援事業(受託事業)につきましては記載の通りでございます。

次に(3)生活福祉資金貸付事業、福祉金庫の適正運用(受託・補助事業)につきましては、生活福祉資金貸付事業の本則部分については引き続き県社協から受託を行います。それに加え冒頭でも少し触れましたが、新型コロナウイルス特例貸付に関する債権管理の業務委託につきましては、相談支援業務のみを県社協から受託いたしまして、借り受け人による来所電話等の相談対応や生活状況・生活課題に対するアセスメントの実施を行い、他機関との連携による必要な支援に繋ぎ、あるいは食料・日用品の支給支援等を行ってまいります。

(4)住宅確保要配慮者支援事業(自主事業)、(5)ひとり親家庭貸付事業(補助事業)、(6)緊急一時援護事業(自主事業)、(7)地域心配ごと相談事業(自主事業)につきましては記載の通りでございます。

次に(8)日常生活自立支援事業(補助事業)におきましては、高齢者や障がい者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送ることができるように相談受付や契約によるサービス提供等を行うとともに、地域住民や関係機関と連携し契約者の日常生活を支える体制構築に努めますとともに、区事務所の業務サービスの提供状況に合わせ業務の標準化や質の向上を図り、全市的な共通課題の調査や解決に向けた取り組み、本事業に係る職員の意思決定支援等の相談スキル向上を図るための研修を実施し組織体制の強化に努めてまいります。

次に(9)法人後見事業(補助事業)、6ページの(10)市民後見人養成事業(受託事業)につきましては、地域福祉の推進役である法人として相応しい案件を受任し推進を致しまして、法人後見協力員と効率的支援を行うとともに、市民後見人候補者の育成に努めてまいります。さらに市民後見人養成事業では、これまで市民後見人育成の状況を評価しつつ、令和5年度は第2期成年後見制度利用促進基本計画において、市と市民後見人育成の仕組みが構築されるような連携を図ってまいります。

最後に(11)熊本市成年後見支援センター設置運営事業(受託事業)につきましては、昨年センターを設置いたしまして、本会が行う権利擁護関係事業や一時相談窓口となる各区福祉課やささえりあ、障がい者相談支援センターと連携を図り、市とともに権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を努めますとともに、それらを有効に機能させまして成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを実施する中核機関を市から受託し運営をしてまいります。以上で生活支援部の説明を終わります。

議長

ありがとうございました。続きましてお願いいたします。

総務部所管の介護保険事業部門、養護老人ホーム部門、法人運営（総務）部門についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。1. 介護保険事業部門についてです。訪問介護、居宅介護、認定の事業において利用者の状況や受託件数を分析しながら、適宜、新たな収入の確保に向けた取組みを推進することで収入の安定確保を目指してまいりたいと考えております。また、職員や嘱託職員の稼働率向上に向けて勤務日及び勤務時間の変更を行うことで効率的な事業運営を行い、支出の抑制を図ってまいりたいと考えております。

(1) 訪問介護事業につきましては、介護・障がい併せて支援を必要とされる依頼を受け入れるとともに、収入向上、支出削減を行いながら、効率的な運営及び利用者の支援に努めてまいりたいと考えております。

(2) 居宅介護支援事業につきましては、今年度も一人当たりの月々の目標件数の確保に努めまして、令和4年度と同様の増収に努めてまいります。

(3) 認定調査事務受託事業につきましては、調査員の資格条件が一部緩和されたので、支援員の募集を行うと共に、熊本市からの毎月250件の委託や市外からの月平均20件の受託をしながら実施してもらいたいと考えております。参考の資料としまして、介護保険事業の収支決算の推移を載せております。介護保険事業の収支について3年間の収支を記載しておりますが、令和4年度については訪問介護約マイナス350万円、居宅介護支援プラス330万円、認定調査業務がプラス140万円になる見込みで、介護保険事業所全体としては130万円のプラスでございます。しかしながら大きなマイナスの訪問介護事業については、要介護の利用者の死亡や入所等による毎月約40万円の収入減が痛手ございまして、その他に新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けております。居宅介護支援事業については令和3年度は5名体制でしたが、令和4年度は4名体制にしたことで収支バランスの見直しができましたので収入増になったものでございます。

続きまして養護老人ホーム部門についてご説明いたします。

入所者ファーストで、入所者に寄り添った声掛け、見守り、支援を行うことで、入所者の施設での生活に喜びと楽しみを提供できる環境の整備に努めてまいります。例えばコロナ禍で開催できなかったレクレーションや行事等を今年度は行ってまいりたいと考えております。併せて、引き続き経営分析を実施するとともに、措置入所者及び契約入所者を確保しながら、中長期的な安定経営を目指して努力してまいりたいと考えております。下に収支決算の推移等載せておりますが、令和4年度については34万4千円のマイナスでございます。これにつきましては、電気代や物価高騰によるものや、コロナ禍で入所者がデイサービス等に長期間行けなかった時に少ない職員でカバーした部分等の費用もございまして、国や市からの補助もありませんが、最終的にはこのような数字になったところでございます。

次に法人運営（総務）部門についてご説明いたします。

熊本市社会福祉協議会基盤強化計画に基づき評価検証を実施し、事業推進体制の強化・安定した組織運営を計画的に推進してまいります。財政基盤の強化につきましては、会費・会員の確保や共同募金への協力、災害対応型自動販売機設置の普及、

いきいき市民福祉基金運用事業、山根高齢者等福祉基金事業、また、事務費、事業費の精査等経費削減の推進に努めてまいりたいと思います。

組織体制の強化につきましては、ガバナンス体制の強化と業務執行体制の確保ということで理事会、評議員会、各種委員会の開催、また、監査体制の確保ということで監事監査の開催や公認会計士による財務管理を毎月行っていくとともに、(2) 組織（課・係）内外の連携を強化 (3) 人材育成及び人事評価制度の確立 (4) 市社協（職員）の防災力の向上ということで考えております。また、情報発信力の強化、地域貢献活動の推進に取り組んで参りたいと考えております。

以上でご説明を終わります。

議 長

議案第 2 号について担当者からご説明がありました。続きまして議案第 3 号につきまして予算書の説明をお願いいたします。

総務課長

議案第 3 号令和 5 年度会計収入支出予算についてご説明させていただきます。資料は令和 5 年度資金収支予算書概要説明資料及び収入支出予算書資料 3-1・資料 3-2 になります。資料 3-1・資料 3-2 につきましては、経理規程に沿ってご準備いたしました資料となります。本日は、資料令和 5 年度資金収支予算書概要説明資料に沿って説明させていただきます。

まず 1 ページ目でございます。右側が法人全体の予算額になります。予算書としては上から大きく 3 つに分けて収支について表記がしてあります。まず事業活動による収支です。収入の部は会費収入からその他の収入までで、予算額としては 687,130,000 円となっております。支出の部は人件費支出から負担金支出までで予算額としては 625,893,000 円となっております。収支差額は 61,237,000 円となります。続いて中ほどの施設整備等による収支ですが、収入の部、支出の部ともに 0 円の計上となっております。続いて下段のその他の活動による収支ですが、収入の部は長期運営資金借入金収入からサービス区分間繰入金収入までで、予算額としては 58,057,000 円となります。支出の部は長期運営資金借入金元金償還支出からサービス区分間繰入金支出までで、115,050,000 円となります。収支差額は -56,993,000 円となり、予備費が 28,595,000 円となります。今ご説明しましたそれぞれの収支差額を合計しますと、下から 3 行目になりますが、当期資金収支差額合計にあります通り、-24,351,000 円となります。-24,351,000 円については下から 2 行目にあります前期末支払資金残高、これは前年度の繰越金となりますが、これを充当させていただきたいと思います。

続いて左側の概要をご覧ください。

1. 法人単位資金収支予算書の概要について、ただいま説明いたしました法人全体の予算額について、当期収入計と当期支出計、予備費そして当期収支差額とそれぞれの合計額を表記しております。当期収入計、当期支出計それぞれ前年度の予算額と比較しますと、収入額については約 6,500 万円の減額、支出額については約 8,000 万円の減額となっております。減額の要因として、まず一つ目は 2. 部門別資金収支予算書の概要 (1) 法人運営部門の備考欄をご覧ください。そのなかで寄付金事業

が前年度よりマイナス 1,990 万円となっております。これは令和 4 年度は 2,000 万円の繰越金を充当しデイサービス事業に繰り出すために予算を計上していただきましたので、その分が減額になっております。次に (3) 生活支援部門の備考欄をご覧ください。事業別に令和 4 年度と比較増減を表記しておりますが、増額になっている事業や減額になっている事業もございます。生活支援部門全体としては約 1,000 万円の減額となっております。次に (5) 施設運営事業部門の備考欄をご覧ください。令和 4 年度は新たにデイサービス事業の予算として約 4,800 万円の予算計上をしておりますが、デイサービス事業については先ほど補正予算でもご説明させていただきました通り、事業については一旦白紙となっておりますので、令和 5 年度と比較しますとその分の約 4,800 万円が減額となっております。以上のような要因から前年度の予算額より減額をしているところでございます。資料の 2 ページ以降に事業ごとに予算額を計上しておりますので、ご確認いただけたらと思います。次の 2 ページ目以降で一点だけ補足でご説明をさせていただきたいと思っております。2 ページの一番左側に法人管理事業という区分がございます。その下段のところに拠点区分間繰入金支出 700 万円の計上をしております。併せまして 4 ページの一番右側になりますが、養護老人ホームのところで拠点区分間繰入金収入として同額の 700 万円を計上させていただいております。これはなにかと申しあげますと、平成 24 年度以降、法人本部におきましては経営状況が厳しい状況が続いておりました。平成 27 年度において、養護老人ホーム事業のなかで積立金 1,200 万円を持っておりました。その当時 1,200 万円の取り崩しを行いまして、そのうち 700 万円を法人管理事業へ繰り出して充当をしておりました。今回法人管理事業から養護老人ホーム事業へこの 700 万円の戻し入れを行うものでございます。なお、養護老人ホーム事業で受け入れた 700 万円につきましては、支出で使うのではなく、そのまま積立金として計上させていただきたいと思っております。以上です。

令和 5 年度も引き続き経費削減に努め、定期的に予算執行状況を確認しながら経営改善に努力してまいりたいと思っております。以上で議案第 3 号について説明を終わります。ご審議のほど何卒よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局からご説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

多門理事

6 ページの介護保険事業部門についてももう少し詳しく説明していただきたいと思っております。(1) 訪問介護事業はヘルパー事業ですよ。下の表を見ますと、令和 4 年の見込は赤字が約 350 万円となっております。先ほどその理由として死亡者がいたからという説明でしたが、その程度のことで 350 万円の赤字が出るというのが理解できません。職員 4 名プラス登録ヘルパーが 11 名。登録ヘルパーに関しては、介護保険の登録ヘルパー事業で、個人のお宅に訪問してヘルプに対する仕事をした場合は働いた分だけ給料をもらえるのですよね。登録ヘルパー 11 名に関しては余分な支出があるはずがないのです。事業所によってまちまちですが、ヘルパーの時給は平均すると 1,100 円程度です。ですので、登録ヘルパーさんは働けば働くほど収入は増えます。それに従って支出があります。稼働時間に対する支払いですからこれが

問題になることはないと思います。利用者が死亡によって減ったということで350万円も利益を損ねるとは考えられません。それから確認しますが、ヘルパー事務所は家賃を支払っていますか。

総務課長

北区事務所の家賃として、年間約30万円程度支払っております。そのうちの訪問介護から9万円、居宅介護支援事業から9万円それぞれ按分して出しております。

多門理事

私がお尋ねした事業所はだいたい家賃が10万円です。年間にすると120万円です。これが社協では18万円で済んでいるのです。必要経費としては他に電話代があります。事業所によってはヘルパーさんが車で訪問されるので燃料代がかかります。仕事をした時に仕事をした分だけ払うというのが登録ヘルパーなのです。ですので、これだけの赤字が出るというのは、ここに4名の職員がいますが、どれだけの仕事をしているのだらうと思われても仕方のない数字です。令和3年度は25万円の赤字、居宅介護支援事業や要介護認定調査事務に関しては年によってはわずかですが赤字になっています。居宅介護支援事業というのはケアマネがいる事務所ですね。一般的にケアマネが一人で受け持つ人数は35名、最大40名までが法定で決められた一人当たりの人数です。この方たちは何人受け持ったかで収入が決まってきます。令和4年度の居宅介護支援事業の見込みは3,349,000円の黒字になっております。これは立派なこと。年間9万円の家賃で利益がでないならば大変なこと。認定調査については仕組みがよく分かりませんが、6ページ(3)認定調査事務受託事業に記載してある月250件(各区50件×5区)というのが、皮算用のような気がしてなりません。市役所から受ける認定事業で、人件費はどのような支払い方をしているのでしょうか。前年度は1,484,000円の利益が上がっているように、認定調査事務の方はだいたい黒字なのです。やはり問題は訪問介護事業と居宅介護支援事業です。居宅介護支援というケアマネの事業も赤字になるのが不思議で仕方ありません。利用者が増えないといいますが、ささえりあ等と顔つなぎをしながら、日頃から利用者が増える努力をしないとイケません。介護支援事業の給与はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

次に二つ目の質問ですが、老人ホーム愉和荘の問題です。令和4年度は344,000円の赤字と記載してあり、赤字のうちには入らない金額だとは思いますが。(2)職員数の推移というところで法定基準が9人ということですが、令和4年度は13名です。令和5年度はさらに増えて16人になっています。今現在赤字で経営が成り立っていないのに、3名も職員を増やしてうまくいくのだらうかと思えます。また、入所者の推移ですが、入所者数はほとんど変わらない、定員が50名のところ38名しか入っていないのです。社協から入所を判定する市役所等にこの現状について苦情を言わないことが不思議です。

三点目は山根高齢者等福祉基金事業についてですが、この「等」と入っているのが不可解です。支援事業の内訳として、住宅確保要配慮者支援事業、生活困窮者への一時生活支援事業、緊急一時援護事業、養護老人ホーム愉和荘入所者支援となっています。私は昨年もこれには反対しました。これは寄付者の山根さんの意思に基

づきとなっておりますが、それについて資料があるならば見せていただきたいと思います。そして、総務課がこの年間 1,000 万円、40 数年にわたって 4 億円の金を扱うということですが、理事会ではっきりとした説明はありませんでした。鳥崎理事が一昨年の秋に少しお話されただけで、事務局から説明を受けていません。市長が会長をされている人権協を市役所で行っていますが、小山会長も参加されたことがありますよね。あれは事業費が 1,100 万円です。100 万円は繰越金で 970 万円か 980 万円は市の補助金がありそれを全部使い切るようになっていますが、理事がいて総会までされます。山根高齢者等福祉基金は取り崩していい基金だと聞いておりますが、それを総務課の数人で使い道を決めるということがあって良いのでしょうか。

議長

多門理事のご質問に対して担当部署よりご説明お願いいたします。

総務部長

登録ヘルパーさんも高齢化してきておまして、103 万、130 万の壁のなかで登録ヘルパーが働けない部分に常勤のヘルパーがほぼ毎日年休も取れずに働いています。要介護 5 の方が毎日利用すれば、一人月に 35 万円の収入があります。そういった方々がいなくなると、介護事業所を辞めればいいのかという声もありますが、植木の方々が要介護・要支援の方が沢山いらっしゃいます。私達は街なかにある一般の民間企業ではありません。ある程度市と関係のある団体です。そういったところが赤字だから廃止したらいいというのは間違っていると思います。植木の職員は切磋琢磨しながら創意工夫して貯めた繰越金を、少しずつ切り崩しながら、利用者のために頑張っている姿を一度見ていただければと思います。それから、ほとんどの事業所でケアマネの事業所は赤字です。黒字のところがあるということならば、どこの事業所かを教えていただければその部分を参考にさせていただきたいと思います。養護老人ホームにつきましても、今年度も本来であれば再雇用の更新ができる職員 2 名の雇用更新を行わず、愉和荘改革のために新たな体制でやっていくという決断をしました。こういった改革をしていくなかで、ご批判があればどうぞおっしゃっていただきたいと思いますし、対案があれば出していただければと思います。

総務課長

山根高齢者等福祉基金事業につきましてご説明いたします。寄付者である山根さんは現在ご存命であります。寄付者の意向として、寄付者のご存命中は毎年 1,000 万円ずつ寄付を続け、ご自分に何かあった場合には一括して寄付をしますということでお話をいただいております。この事業につきましては、毎年山根さんのお宅を訪問し、来年度はこういった事業に活用させていただきたいと毎回報告させていただいております。山根さんのご了解をいただき、事業計画並びに予算については計上させていただいております。これには毎回、事務局長と私と大江校区の社協長であります鳥崎会長もご同席いただいております。この事業の結果につきましても、毎回報告するとなっておりますので、決算が終わりましたら山根さんには報告をしてまいりたいと思っております。総務課単独で事業を考えているわけではなく、生活支援部門も含めたところで困窮世帯事業等を含めながら活用事業について、山根

さんに提案させていただきご理解いただいているという認識でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

多門理事

この決算書はやはり納得いきません。私は令和5年度は、一年かけて現地調査したいと思っています。黒字経営の事業所についても資料を出します。社協が運営する事業と民間の経営する事業では中身が大きく違います。それもデータで出します。

次に老人ホーム愉和荘について質問ですが、なぜ令和5年度は3人増えるのでしょうか。もう一度質問します。

それから山根高齢者等福祉基金ですが、本人に了解を得ていると言いますが、一昨年の秋に鳥崎理事がそういった申し出があるとおっしゃった時には、お年寄りのために使って欲しいというようなことを聞いたのですが、そのことについて先ほども質問したように正式な誓約書なり書類があるのでしょうか。いきいき市民福祉基金を見てください。運用益が5,244,900円あります。これで年に2回運営委員会を開き、申請書に基づいて出されております。もちろん、基金の趣旨が違うことは理解しますが、それでも年間1,000万円の利用について総務課だけでできるというのは、理事として承知できません。やはり公金ですから、いくら本人が言われてもそれでもどこからも指をさされないようなシステムを作って欲しいと思います。ですので、山根基金の用途については運営委員会を作るべきだと提案いたします。

総務部長

愉和荘につきまして3名増員するのは、先ほど申し上げました2名の再雇用職員を雇用しないものですから、その分嘱託職員を雇用するということです。

それから山根高齢者等福祉基金につきましては、総務課だけでなく生活支援部・地域福祉部と話し合いながら、山根さんのご意向を十分捉えたうえで行っております。あくまでも資金を管理しているのが総務課というだけでございます。運営委員会を作るか作らないかということについては、また理事会等でご審議いただければと思います。以上です。

総務課長

山根基金の設置につきましては、昨年の理事会におきまして、規程をきちんと設けさせていただいております。規程、実施要項等も定めておりますので、その範囲内で色々なことを決めております。それから、山根さんのご意思につきましては、高齢者等と名前をつけさせていただきましたが、これにつきましても寄付者のご意向を汲んでしております。山根さんとしては、毎年の1,000万円は基本的に使い切りたいと、寄付活用につきましても、いきいきのように有価証券の運用益として活用するのではなく、毎年毎年使い切りたいというのが山根さんのご意思でございます。高齢者等と名前をつけたのは、山根さんとしては高齢者の生活困窮されている方に対して使って欲しいというのが第一希望でした。ただ、生活困窮者も高齢者だけではなく様々な生活困窮者がいらっしゃいますので、そこをご理解いただいて高齢者等としておりますのでご理解いただければと思います。



多門理事 本人の意思、規程があるということですので、次回の理事会でそれを出してください。

総務部長 規程については次回お出しいたします。規程については過去理事会で承認を得ております。

多門理事 いつの理事会で承認されたのですか。

総務課長 昨年の3月の理事会で承認されました。

議 長 他に何かご質疑はございませんか。

加來理事 介護保険事業部門について確認です。事業継続計画 BCP を策定されるということですので、事業所内で BCP 導入に関する対応をご検討いただければと思います。  
二点目に養護老人ホームについて確認です。愉和荘の定員は50名ということでしょうか。

総務部長 BCP につきましては、コロナ発生時の対応ということである程度の素案はできておりますが、その後災害対応も含めた部分で新たなところも含めないとはいけませんので、その部分も含めて検討し再度作り直すよう検討しております。  
愉和荘につきましては、定員は50名でございます。定員の2割の10名については、契約入所も受け入れることができます。

鳥崎理事 山根基金に関してお話したいと思います。そもそも山根さんのご意向を伺って市社協に繋いだのは私なのですが、第一に運用益を使うのではなく、毎年1,000万円を使い切って欲しいというのが山根さんのお申し出の一番基本的な部分で、それに沿って基金の設置規程が作られています。多門理事のおっしゃっている使い道の件ですが、ご本人がご存命の間はご本人が一番希望される形でやりたいと市社協も私自身も思っておりますので、山根さんにお会いしてひとつひとつご意見を伺って、現在このようになっています。確かに多門理事がご心配されるように、養護老人ホーム愉和荘入所者支援というのは少し曖昧な表現になっているかなと思いますが、山根さんの気持ちとしては、養護老人ホームというそもそも所得の低い方が入所するところなので、措置費等なかなか出ない部分について、入所されている方々の何らかの支援をするということについては、山根さんも大変良いことだとおっしゃっていました。また、多門理事が心配されている設置規程の件ですが、確かに設置規程のなかに使い道をどうするかということに関して、数人で相談するというような客観的に正しいかというような仕組みはないので、第6条のところに基金の管理及び必要な運用に関し必要な事項は会長が別に定めるとありますが、令和5年度中にもう少ししっかりとご本人も安心して預けられる規程を作っていけばよいかと思います。以上です。

鳥崎理事

先ほど事業計画書について説明がありましたが、資料7ページに養護老人ホーム部門というのがありまして、昨年の事業計画書案にはデイサービスの件が載っていましたが、令和5年度は全く触れないということなのでしょうか。

総務部長

理事会等で報告させていただきますが、旧植木温泉福祉交流館利活用が厳しい状況ですので、別の場所をあたりながらということで白紙も含めて検討ということでしたが、数カ所あたってみましたが適切な場所がないということと、結局は愉和荘本体の問題ですので、今回は愉和荘を改革しながら、給食部分を直営化にするなど、愉和荘の経営を安定させることに舵を切っていますので、今回の事業計画案には載せておりません。以上です。

議 長

それでは第2号議案及び第3号議案についてご質問がなければ採決いたします。ご同意いただける方は挙手をお願いいたします。

【同 意】 鳥崎 甲斐 加來 原 萱野 園田

【不同意】 多門

議 長

ありがとうございます。3分2の方が同意されておりますので、議案第2号及び議案第3号について同意されました。

なお、両議案につきましては後日開催されます評議員会へ提出させていただきます。

議 長

それでは、次に議案第4号に入りますけれども、「議案第4号社会福祉法人熊本社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について」から、「案第11号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正について」までは、諸規程の一部改正でございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

総務部長

議案第4号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正についてご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。新旧対照表でご説明いたします。改正につきましては第9条の3介護保険事業所に勤務する職員の労働時間の新設、第18条関連の別表4特別休暇関係の三点改正でございます。

まず一点目は介護保険事業所に勤務する職員の労働時間等を第9条3として新設するものでございます。従来、介護保険事業所に勤務する職員については、本部事務局に勤務する職員の労働時間等と同一で、月曜日から金曜日まで午前8時30分から午後5時15分まででしたのを、日曜日から土曜日までの午前7時45分から午後

5時45分に変更するものでございます。これにつきましては、超過勤務等なるべく発生させないようにローテーションを組めるようにするためにこのような変更しております。1週間の所定労働時間の変更はございません。

二点目は別表第4の13女性職員が出産する予定がある場合、現行規定では産前8週目にあたる日から出産の日までの有給期間でございます。今回の改正では産前8週目、7週目を有給としそれ以外は無給とする改正でございます。

三点目は14女性職員が出産した場合、現行規程では出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間は有給でしたが、今回の改正で無給にするものでございます。これにつきましては当協議会が加入しております協会けんぽにおいて出産手当金いわゆる産前6週間産後8週間に出産手当金を受け取ることができます。今までは特別休暇としておりましたので全額給与支払いが発生しておりましたので産休代替の臨時職員の雇用ができませんでしたが、当協議会顧問の社会保険労務士の助言によりまして、出産手当金制度を活用することで対象職員へその期間の給与支払いがないため、また産後の育児休業取得を考えますと産休代替の臨時職員の雇用ができることでしたので規程の改正をするものでございます。今後も社会保険労務士と情報を密にして、様々な助成制度を活用していきたいと考えております。以上議案第4号の説明を終わります。

続きまして9ページをご覧ください。議案第5号社会福祉法人熊本市社会福祉協会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について新旧対照表に基づきご説明いたします。改正については三点です。

まず一点目は第3条雇用の条文で、現行条文は嘱託職員はという部分を、嘱託職員は公募の上、と公募という文言を追加するものです。

二点目は第5条無期雇用契約転換制度一部改正でございます。現状は要件を満たす嘱託職員は試験を受けることができる規定となっております。しかし財政上の理由等もありますので、本会が必要と判断した場合にのみ実施すると規定を追加するものでございます。

三点目は別表第3特別休暇の一部改正でございます。まず19、これは夏季休暇を規定しているものですが、今まではフルタイム勤務者及び短時間勤務者も同じ5日であったものを、短時間勤務者は3日とするものでございます。20、これは子の看護の休暇を規定しているものです。今までは一人の場合は3日、複数人の場合は5日でしたものを、一人の場合は5日複数人の場合は10日に改正するものでございます。21、これは病気休暇を規定しているものです。今までは年度に3日だったものを10日に改正するものでございます。そのため、従来出勤停止扱いでした感染性胃腸炎及びインフルエンザの休暇を包摂するため廃止するものでございます。23、これは短期介護休暇を規定したものです。今までは年度5日は無給でしたものを有給に改定するものでございます。この特別休暇に関しましては、熊本市の会計年度任用職員に準じまして今回から私共も改正付与するものでございます。以上議案第5号の説明を終わります。

続きまして11ページをご覧ください。議案第6号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正についてご説明

いたします。改正は四点です。

まず一点目は、先ほどと同じ雇用の条文の公募というものを追加するものです。

二点目は無期雇用契約転換制度につきまして、先ほどと同じ本会が必要と判断した場合というものを追加するものでございます。

三点目は特別休暇の改正で、ここも同じでございます。21 も同じでございます。23 につきましても同じでございます。

四点目は別表第 5 報酬月額に外部委託から自前化を行いますので、支援員の横に調理員を追加しております。以上で議案第 6 号の説明を終わります。

13 ページをご覧ください。議案第 7 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表でご説明いたします。改正につきましては第 3 条第 2 項勤務時間の割振りの改正でございます。勤務時間の割り振りを月曜から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとしていたものを、日曜から土曜日までの午前 7 時 45 分から午後 5 時 45 分までに変更するものです。一週間の所定労働時間の変更はございません。これにつきましては本部に 1 名、介護保険事業所に 4 名の嘱託職員がおりますので、職員も変更しましたのでこちらでも変更するものでございます。以上で議案第 7 号の説明を終わります。

14 ページをご覧ください。議案第 8 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表についてご説明いたします。改正については二点でございます。

まず一点目は採用の条文で、現行条文は、本会は就業を希望する者よりとなっておりますが、公募という文言を追加するものでございます。よって、登録ヘルパーは公募の上選考により適当と認めた者を採用するに改正するものでございます。

二点目は第 8 条の 2 定年の第 2 項で定年後の更新が 1 年毎となっておりますが、ヘルパーの体力面も考慮しまして、更新する場合があっても 75 歳までに改正するものでございます。以上で議案第 8 号の説明を終わります。

続きまして 15 ページをご覧ください。議案第 9 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会登録介護認定調査員就業に関する規程の一部改正についてご説明いたします。

一点目は採用の条文で、公募というのを追加するものでございます。

二点目も先ほどと同じように、体力面を考慮して 75 歳までに改正するものでございます。

三点目は次ページの調査票の受取・提出に伴う交通費について新設するものでございます。これは現在介護保険事業所が北区にあります。そこで調査票を受取り調査後の調査票の提出につきましては介護保険事業所もしくは本部事務局への提出を行っておりましたが、令和 5 年度につきましては本部事務局への提出を廃止し介護保険事業所への一括受取りに一本化します。この変更によりまして、週一回介護保険事業所から本部事務局へ往復する嘱託職員の時間が不要になりますので、事務作業の効率化にもなりますので新設するものでございます。この算出の根拠につきましては、職員の通勤手当の日額で算出し提出等の滞在時間・日数を計算考慮して算出した額でございます。以上で議案第 9 号の説明を終わります。

続きまして 17 ページをご覧ください。議案第 10 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘契約入所取扱規程の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表でご説明いたします。

改正については第 6 条第 1 項、利用料の額の別表改正です。同条第 2 項に、施設は前項に規定する利用料を物価高騰の変動に応じ変更することができる、と規定されていますので今回改正するものでございます。以前の理事会、評議員会で愉和荘を除く市内 6 施設に確認したところ、すでに価格改定を行っており今のところ価格改定の予定はないということでした。愉和荘につきましても他の施設の金額等を考慮し、今回の価格改定は致し方ない金額と考えております。年金受給者の介護保険料の負担も考えますと、この数字がぎりぎりのラインの金額設定にしております。しかしながら、あくまでも愉和荘は措置施設ですので、契約ではなく行政による措置入所をお願いしていく所存でございます。以上で議案第 10 号の説明を終わります。

続きまして 18 ページをご覧ください。議案第 11 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会公印規程の一部改正についてご説明いたします。

改正については第 4 条関係別表の改正でございます。ここに一般公印及び専用公印の会長印がありますが、今までは中央区事務所が 3 階フロアーにありましたので本部事務所と共用をしておりました。しかしながら、1 階へ事務所を移しましたので新たに新調するものでございます。以上で議案第 11 号の説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局よりご説明がありました、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。

議案第 4 号から議案第 11 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。

全会一致でございますので、議案第 4 号から議案第 11 号は承認されました。

多門理事

お尋ねしてよろしいですか。今回の理事会の案内が小山会長の名前でしたが、会長のところに公印がありませんでしたし公印省略という言葉もありませんでしたが、理事会には公印は必要ないのでしょうか。

総務課長

ご指摘の通り、公印省略の明記をすべきところでしたが失念しておりました。今後はそのようなことがないよう気をつけたいと思っております。申し訳ございませんでした。

議 長                    それでは次に、議案第 12 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任について事務局より説明をお願いします。

総務部長                資料 20 ページをご覧ください。議案第 12 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決第三者委員の選任についてご説明いたします。

現委員の任期満了に伴いまして、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決規程第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、次の三名の方を選任したいのでご承認をお願いいたします。まずお一人目は熊本市社会福祉協議会監事、荒木紀代子様、次に熊本市民生委員児童委員協議会理事、濱部純子様、次に熊本県社会福祉士会副会長、塘林敬規様です。任期につきましては令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となっております。以上議案第 12 号の説明を終わります。

議 長                    ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長                    ご質疑がなければ採決いたします。  
議案第 12 号についてご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長                    ありがとうございます。  
全会一致でございますので、議案第 12 号は承認されました。

議 長                    それでは次に、議案第 13 号 役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について事務局より説明をお願いいたします。

総務部長                資料 22 ページをご覧ください。議案第 13 号役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容についてご説明いたします。これについては本会が締結する役員等賠償責任保険契約の内容についてご承認をお願いするものでございます。保険契約内容は記載の通りです。契約内容の更新については理事会の決議が必要となります関係上、ご承認をお願いするものでございます。以上、議案第 13 号の説明を終わります。

議 長                    ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長                    ご質疑がなければ採決いたします。  
議案第 13 号についてご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。  
全会一致でございますので、議案第 13 号は承認されました。

議 長

それでは次に、議案第 14 号 令和 4 年度第 4 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について事務局より説明をお願いいたします。

総務部長

議案第 14 号 令和 4 年度第 4 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集についてご説明いたします。

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第 13 条及び第 14 条の規定に基づき、令和 5 年 3 月 29 日（水）午前 10 時からこの場所におきまして、議案第 1 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 4 年度会計収入支出補正予算について、議案第 2 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度事業計画について、議案第 3 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度会計収入支出予算についてご審議いただくため、評議員会の招集をお願いするものでございます。以上で議案第 14 号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。  
議案第 14 号についてご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。  
全会一致でございますので、議案第 14 号は承認されました。

議 長

それでは次に報告でございます。  
まず、報告第 1 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告についてご報告させていただきます。

令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの私の執行状況についてのご報告です。専決事項、その他の外部会議等への出席状況については記載の通りでございます。何かご質問はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議長 それでは次に、報告第 2 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況について萱野常務理事よりご報告をお願いいたします。

常務理事 報告第 2 号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況についてご報告させていただきます。定款 21 条第 5 項に基づく報告でございます。令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの期間でございます。

専決事項について、退職承認 2 件、雇用承認 2 件、その他福祉金庫特別貸付金の決定が 25 件でございます。

次に、その他外部会議等への出席状況につきましては記載の通り全 14 件でございます。報告は以上でございます。

議長 ただいま常務理事よりご報告がありました、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議長 それでは次にその他でございます。理事の皆様からその他ご意見などございませんでしょうか。

園田理事 養護老人ホーム愉和荘施設長の園田です。

先ほどから各理事より、私共の施設に関して貴重なご意見を拝聴させていただきました。多門理事からも、愉和荘の施設長の考えをとおっしゃられた部分についてお話をさせていただきたいと思います。

定員 50 名の入所に関しまして現在は 38 名の方が入所されています。平均年齢は 84.6 歳、最高齢が 108 歳で、他 100 歳の方が 2 名ほどいらっしゃいます。介護度につきましても、自立から要介護 5 までの入所者がいらっしゃいます。職員は現在 13 名で対応している状況です。24 時間一日も休むことなく、入所者の安心安全のために業務を行っております。そのなかで平成 26 年からずっと赤字が継続している状況を鑑みますと、私共もいかにして経営を立て直すかと試行錯誤しながら対応させていただいているという状況でございます。法人としても赤字が続いているという状況については非常に危惧されている部分があります。私共も心苦しいところでございます。また、理事、評議員の方々におかれても、養護老人ホーム愉和荘の経営再建に向けた動きという部分で大変心配されているところだと思っております。そのような中で事業費の見直しという部分で、令和 5 年度は調理業務を直営化するという事、それから臨時職員や嘱託職員で対応するというようなことで経費を抑えるという方策で、どうにか乗り切っていこうと考えているところでございます。今後につきましても色々と問題が発生してくるものと思います。現施設になりまして、13 年が経過しようとしています。今後につきましても、大規模改修等の必要性もでてくるでしょうし、その中で措置者の数を増やすということについては、私たちの力だけではどうしても及ばない部分がございます。そういった部分については、熊本市社会福祉協議会一丸となって対応していただきたいと切にお願いするところで



ございます。私達は現場で働いて、どうにか経費を抑えながら措置者の数を増やしていこうと努力しているところでもございますが、なかなかその努力が報われないというのが現状でございます。入所者も入退所についても、措置入所者数も年間7～8名ですが、退所者数がそれを上回るという時もございます。ですので、その辺りは致し方ない部分もありますが、できる限りのことをやって、どうにか経営の安定化に繋げていきたいと職員一丸となって頑張っております。また、コロナについても、第7波、第8波では当施設でも感染者が出ています。とくに第8波におきましてはクラスターも発生しております。職員も実際に罹患しまして非常に厳しい中でも、施設内におきまして感染者の生命を守るということに終始しました。その甲斐ありまして、コロナでの入所者の死亡はございません。それだけ職員は自分を顧みず、一生懸命頑張っているという姿をご理解いただきたいと思います。当施設は植木町の米塚というところがございますが、当施設をご覧になっていない理事の方におかれましては一度ご覧いただいて、どういう環境なのかをご確認いただけたらと思っておりますので、今後ともよろしくご支援のほどお願いしたいと思います。以上、施設長でもあり一理事としての話とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

日々ご苦勞されていることと思いますが、施設長の踏ん張りで明るい光が見えているのではないかと思っているところです。他に何かご意見ございますでしょうか。

(意見等なし)

議 長

他にないようでしたら、事務局より何かございますか。

総務部長

昨今、情報公開等で全国の社会福祉協議会の中で、各種会議での議案や議事録等を公開しているところがございます。私共も今回、理事会や評議員会等の議案を市民の方に公開することがいいのかどうかというご判断を理事さま方にお諮りしたいと思います。今回公開する部分としては、議案、議事録を掲載させていただければと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長

皆様いかがでしょうか。

多門理事

市役所の障がい者関係で理事をして会議等に出席しておりますが、議事録はホームページに載っております。今は載せるのが当たり前の時代です。

議 長

他に意見等ないようでしたら、事務局の方は取り計らっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

(議長退席)

司 会

小山会長には議長をおつとめいただき、大変にありがとうございました。

それでは以上をもちまして、令和4年度第5回理事会を閉会いたします。本日は大変にありがとうございました。